

名古屋市まち・ひと・しごと創生本部会議

次 第

日 時：令和元年7月8日（月）幹部会終了後～

場 所：本庁舎2階 特別会議室

1 開会

2 議題

(1) 「名古屋市まち・ひと・しごと創生・SDGs推進本部」への改組について

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進体制及び今後の取組予定について

(配布資料)

資料1 名古屋市まち・ひと・しごと創生・SDGs推進本部設置要綱（改正案）

資料2 持続可能な開発目標（SDGs）の推進体制及び今後の取組予定について

(参考資料)

参考資料1 SDGs未来都市選定証及び選定証授与式集合写真

参考資料2 名古屋市が「SDGs未来都市」に選定されました！

参考資料3 2019年度SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業概要

参考資料4 2019年度SDGs未来都市等提案書

参考資料5 自治体SDGsモデル事業プレゼンテーション資料

名古屋市まち・ひと・しごと創生・SDG s 推進本部設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、名古屋市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するとともに、持続可能な開発目標（SDG s）を推進するため、名古屋市まち・ひと・しごと創生・SDG s 推進本部（以下「創生推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 創生推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。

（2）その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

（3）持続可能な開発目標（SDG s）の推進に関すること。

（組織）

第3条 創生推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

5 本部長は、創生推進本部を代表し、その事務を総括する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。

（会議）

第4条 創生推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて国の職員その他市の職員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

（幹事会）

第5条 創生推進本部に名古屋市まち・ひと・しごと創生・SDG s 推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、次の事務を行う。

（1）創生推進本部へ付する事項の調査・検討

（2）その他創生推進本部を円滑に運営するために必要な事務

- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、総務局企画部主幹（企画・水に係る施策の調整）とし、幹事は別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第6条 創生推進本部の庶務は、総務局企画部企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、創生推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

別表第 1

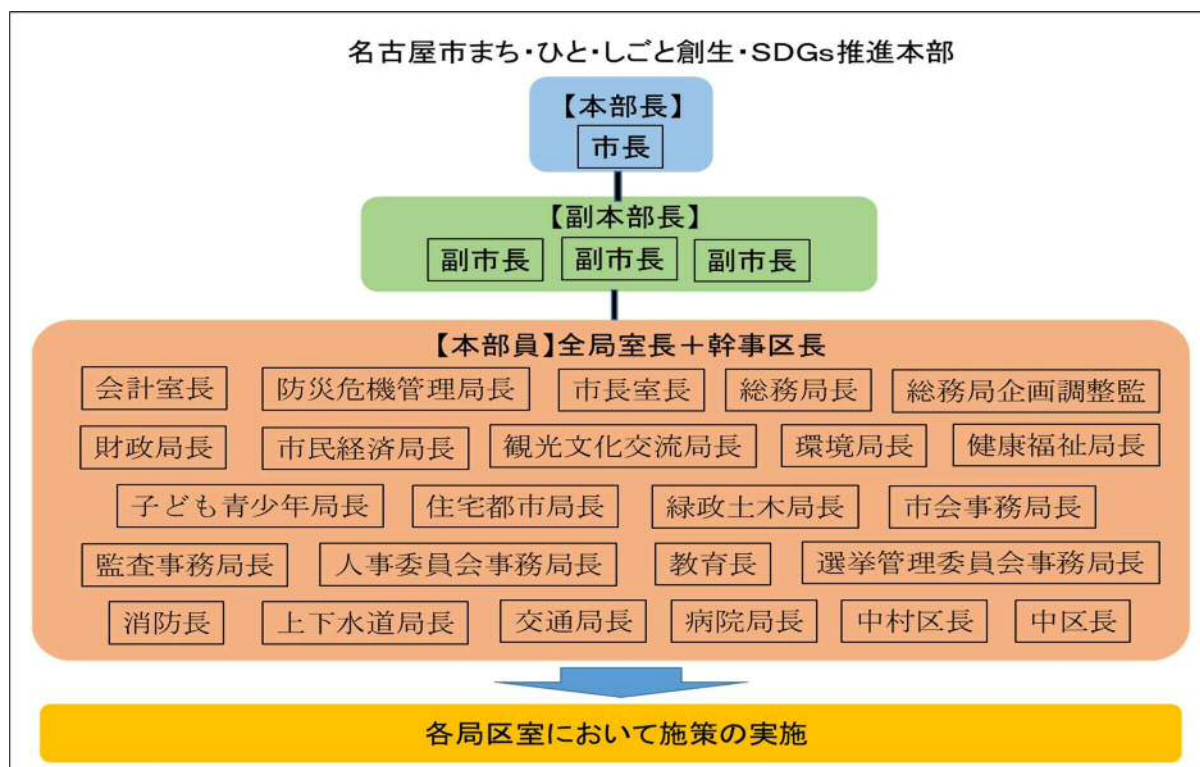
会計室長
 防災危機管理局長
 市長室長
 総務局長
 総務局企画調整監
 財政局長
 市民経済局長
 観光文化交流局長
 環境局長
 健康福祉局長
 子ども青少年局長
 住宅都市局長
 緑政土木局長
 市会事務局長
 監査事務局長
 人事委員会事務局長
 教育長
 選挙管理委員会事務局長
 消防長
 上下水道局長
 交通局長
 病院局長
 中村区長
 中区長
 その他本部長が必要と認める者

別表第 2

会計室次長
 防災危機管理局総務課長
 市長室次長
 総務局総務課長
 総務局企画部企画課長
 財政局総務課長
 市民経済局企画経理課長
 観光文化交流局総務課長
 環境局総務課長
 健康福祉局総務課長
 子ども青少年局企画経理課長
 住宅都市局主幹（企画調整）
 緑政土木局主幹（企画）
 市会事務局総務課長
 監査事務局次長
 人事委員会事務局次長
 教育委員会総務部企画経理課長
 選挙管理委員会事務局次長
 消防局総務部総務課長
 上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長
 交通局営業本部企画財務部経営企画課長
 病院局管理部企画室長
 中村区総務課長
 中区総務課長
 その他幹事長が必要と認める者

持続可能な開発目標（SDGs）の推進体制及び今後の取組予定について

1 推進体制



2 今後の取組予定

SDGs 未来都市計画の策定

事項	7 月	8 月
①名古屋市 SDGs 未来都市計画素案を内閣府へ提出（～7 月 25 日） ※参考資料 4「2019 年度 SDGs 未来都市等提案書」をベースに作成		
②内閣府から名古屋市に対して意見送付（～8 月上旬）		
③名古屋市 SDGs 未来都市計画修正案を内閣府へ提出（～8 月下旬）		
④名古屋市 SDGs 未来都市計画策定（8 月末）		

3 その他

市政運営の最上位計画である総合計画 2023（案）においても、SDGs の理念を掲げたところであり、各分野の施策・事業を推進することで全庁的に SDGs の実現につなげていく。